

インド知財情報メール：第 2021-6 号、2021 年 8 月 26 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆-----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

- [1]** インド知的財産ニュースレター第 2021-4 号発行
- [2]** 日本の出願人がインド知的財産庁を ISA/IPEA として選択可

◆◆◆-----◆◆◆-----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

[1] インド知的財産ニュースレター第 2021-4 号発行

インド知的財産ニュースレター第 2021-4 号を発行しました。

インドにおいて、先の商標の所有者は、他の使用者が先の商標を無断で使用していることを知りながら、5 年間継続して他の使用者による先の商標の使用に対して何らかの措置を取らなかった場合、他の使用者が先の商標に類似した後の商標を使用・登録することを制限する権利を自動的に失うこととなります。言い換えると、先の商標の所有者は、他の使用者の先の商標の使用を「黙認」したことになります。

今回のニュースレターでは、インド商標法における「黙認」について説明しています。

本ニュースレターは当社のホームページの「IP INFO」でご覧になれます。

[2] 日本の出願人がインド知的財産庁を ISA/IPEA として選択可

2021 年 3 月 12 日に、日本国特許庁 (JPO) とインド商工省産業国内取引促進局 (DPIIT) は、第 4 回日印知的財産評価会合を実施し、知的財産分野における両国の協力関係の継続及び強化について合意しました¹。

この合意により、日本の出願人が特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願を英語とする場合、インド知的財産庁を国際調査機関 (ISA) / 国際予備審査機関 (IPEA) として選択することが可能となります。一方、インドの出願人も、日本国特許庁を ISA/IPEA として選択することが可能となります。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) によると、「インドの企業などは、JPO の迅速で質の高い特許審査能力を活用して ISR/IPER を得ることができるとのこと²。

日本の出願人がインド知的財産庁を ISA/IPEA として選択するメリットは 2 つあると思われれます。庁料金が安い (表参照) ことと、インドで早期審査制度を利用することが可能になることです。

受理官庁	ISA	庁料金
JP または IB	インド知的財産庁	USD 134
	欧州特許庁	USD 2,015
	日本特許庁	USD 640 (日本語の場合) USD 1,425 (英語の場合)
	シンガポール特許庁	USD 1,675

¹ <https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210316002/20210316002.html>

² <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/9be61fb0a11a844e.html>

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。

◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。

◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。